

令和7年4月1日

各登録団体所属長 様

一般社団法人秋田県水泳連盟
会 長 中 村 晴二
(公印省略)

令和7年度（公財）日本水泳連盟・（一社）秋田県水泳連盟
団体・競技者登録の手続きについて

春暖の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、秋田県水泳界に対しましては多大なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も各種大会に出場するための必要資格となります（公財）日本水泳連盟・（一社）秋田県水泳連盟への団体・競技者登録の手続きをお願いいたします。

つきましては、下記のとおり今年度の団体・競技者登録料を請求させていただきます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

〈登録料〉・団体登録料	18,000円
・競技者登録料（第一・二区分登録共通）	2,800円
※（複数登録選手の二つ目）	2,300円

登録は、第一区分と第二区分になりますので、別紙「競技団体及び競技者登録規程」を参照し間違いのないように登録してください。なお※は区分に関わらず、複数の競技で登録した場合、2競技目からの登録料となります。

〈登録料入金先〉 郵便振替 (口座番号) 02220-7-133758
(加入者名) 秋田県水泳連盟

登録料は必ず郵便振替にてお願いいたします。（現金書留、現金での送付は一切受けません）

郵便振替払込金受領書をもって領収書に替えさせていただきます。振替手数料は登録団体でご負担ください。

(公財) 日本水泳連盟「WEB-SWMSYS」で登録してください。

<https://webswmsys.swim.or.jp/>

〈提出資料〉 第1回目（5月31日締切）

- ① 年度累計団体登録申請書（代表、担当者押印後のスキャンデータ）
- ② 年度累計競技者登録情報明細表（pdf ファイル）
- ③ 郵便振込受領書（スキャンデータ）

第2回目以降（翌月10日締切）

- ① 月累計団体登録申請書（代表、担当者押印後のスキャンデータ）
- ② 月累計競技者登録情報明細表 pdf ファイル）
- ③ 郵便振込受領書（スキャンデータ）

※第2回目以降の登録は月毎に入金し、書類を提出してください。

WebSWMSYS → 登録費管理 → 申請一覧 → 年度（または）月累計単位の申請一覧 →
「年（または）月締申請書」と「競技者登録情報明細表」をダウンロードし、年度（または）月累計団体
登録申請書の右下印欄に押印後スキャンデータを送信してください。

郵便振込受領書はスキャンデータでメールにて送信してください。

（今年度より郵送からメール送信に変更）

なお、押印後の原本は各団体で保管してください。照合が必要の際は提示を求める場合があります。

〈提出先〉 mail : asr2004jp@yahoo.co.jp

一般社団法人秋田県水泳連盟

副理事長 黒澤 貢 宛

TEL : 090-2021-9474

※お問い合わせの際は、勤務先へ電話しないでください。

携帯電話かメールにお願いします。

（担当）

一般社団法人秋田県水泳連盟
副理事長 団体・競技者登録担当

黒 澤 貢

TEL : 090-2021-9474

mail : asr2004jp@yahoo.co.jp

競技団体及び競技者登録規程

(目 的)

- 第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が、水泳競技の健全な普及・発展と円滑な競技運営を図るため、競技団体登録（以下「登録団体」という。）及び競技者登録に関することを定める。

(団体登録)

- 第2条 登録団体は、第一区分と第二区分のいずれか一方に属する。
- 2 第一区分とは学校及び勤務先（事業所）、第二区分とは第一区分以外の任意団体（以下「任意団体」という。）とする。
 - 3 勤務先を第一区分として登録する場合の名称は法人名とする。ただし、法人名と屋号が異なる場合は屋号での登録もできるが、サービス名やブランド名での登録はできない。
 - 4 複数の加盟団体に（一法人が）同一法人名で登録することはできない。事業所名を付すなどし、別団体として区別できるようにしなければならない。
 - 5 全国大会等において、異なる加盟団体から同一名称の登録団体が参加した場合、競技会での区別をするための特別な名称を指定することができる。

(競技者登録)

- 第3条 競技者は、所属する学校及び雇用関係のある勤務先の第一区分並びに任意団体の第二区分の2ヶ所に競技者登録をすることができる。
- 2 競技者は、自らの責任において所属する第一区分、第二区分の登録団体を選択する。
 - 3 第一区分は、競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング・日本泳法の全ての競技種目を通じて、1カ所の登録とする。
 - 4 第一区分登録は、原則として年度途中で変更することはできない。第二区分登録は、所定の手続きにより、年度途中で変更することができる。
 - 5 第二区分は、競技種目毎に登録団体を選択することができる。小・中・高校生の第二区分登録は、スイミングクラブ等の活動（練習）実態を有する登録団体とする。
 - 6 国際大会の日本代表及び国民体育大会の都道府県代表は、第一区分、第二区分のいずれにも属さないが、競技者はいずれかの登録団体に登録されていなければならない。

(登録の手続き)

- 第4条 団体登録及び競技者登録は、登録団体責任者が加盟団体を通じて行わなければならない。
- 2 競技者登録料は、第一区分・第二区分の登録団体それぞれから発生する。
 - 3 大学生（高等専門学校）の4・5年生を含む）は学生委員会支部への登録とし、その他

の学生（専門学校及び大学院を含む）は加盟団体への登録とする。

- 4 新規第二区分の団体登録について、その任意性等不明な場合は、事前に加盟団体を通じて本連盟に確認しなければならない。
- 5 登録にあたっては、本連盟が別に定める「競技者資格規程」、「競技会及び海外交流規則」を理解し、遵守しなければならない。

（登録の期限及び登録料）

第5条 団体登録及び競技者登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 団体登録及び競技者登録の際は、登録の有効期間の残存期間にかかわらず、本連盟の定める登録料を納付しなくてはならない。
- 3 小学校体育連盟及び中学校体育連盟の主催大会に参加するための団体・競技者の第一区分登録料は、無償とする場合がある。
- 4 団体登録及び競技者登録は、期間途中で抹消することができる。ただし、納付した登録料は返金しない。

（改 廃）

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
 - 2 本規程は、2018（平成30）年4月1日より一部改定施行する。
 - 3 本規程は、2023（令和5）年4月1日より一部改定施行する。